

打ち合わせ確認欄		
総括監督員	主任監督員	監督員

## 津和野町業務委託仕様書

契約後速やかに監督職員と協議を行うこと。

照合	課長	照合者
----	----	-----

業務名	令和8年度 日原特定公園ボルダ―施設建設工事設計業務			
査定番号		施行位置	鹿足郡津和野町池村地内	
業務種別	建築コンサルタント	業務の種類	建築一般	
契約の方法及び条件	契約方法	一般競争入札	開札場所	津和野町役場本庁舎2階 第5・第6会議室
	開札日時	令和8年7月21日 10時00分より	質問期限	
	入札保証金	津和野町契約規則第4条第3項第2号の規定により免除する。	契約保証金	津和野町契約規則第22条第1項の規定により請負代金額500万円以上の契約については契約金額の10/100以上。ただし、落札者が同規則第22条第2項の各号いずれかに該当する場合は免除する。
	前金払	30%	部分払	なし
	最低制限価格	設ける	完成期日	令和9年3月19日
	その他の条件	(1) 郵便入札は認めない。 (2) 再度入札は2回まで。		
	現場説明	実施しない		
契約の内容	区分	契約年月日	着手年月日	竣工年月日
	当初契約			請負金額 円
	変更契約			円
	変更契約			円
	受注者住所・氏名			
監督職員	総括監督員	主任監督員		監督員
記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は、津和野町契約規則等の定めるところにより執行する。</li> <li>【落札者の決定】</li> <li>(注1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は見積った契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ額）の110分の100に相当する金額とすること。この場合、10%に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</li> <li>(注2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。</li> </ul>			
事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務にあたっては、島根県営繕工事設計委託仕様書（令和8年4月1日以降適用）による。ただし、特記仕様書等がある場合はこれを優先とする。</li> <li>県ホームページ：<a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/yoryo/">https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/yoryo/</a></li> </ul>			

令和8年度日原特定公園ボルダー施設建設工事設計業務  
業務場所：鹿足郡津和野町 池村 地内



# 営繕工事設計業務委託要領書

令和8年度 日原特定公園ボルダー施設建設工事設計業務

津和野町

## I 業務概要

本要領書は、委託の範囲及び提出すべき設計図書等を定めたものであり、業務の実施にあたっては、本要領書によるものとする。

### 1. 適用

本要領書に記載された特記事項については、**○**印が付いたものを適用する。

### 2. 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 ( 71,000 m<sup>2</sup> )
- b. 用途地域及び地区の指定 ( 都市計画区域外 )

#### (2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積 ( 450 m<sup>2</sup> )
- b. 主要構造 ( 鉄骨造・平屋建て )
- c. 耐震安全性の分類官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日付け国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号）による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。
  - 1) 構造体 III類
  - 2) 建築非構造部材 B類
  - 3) 建築設備 乙類

#### (3) 建設の条件

- a. 予定工事費 ( 230,000,000 円 (税抜き))
- b. 建設工期 ( 令和 9 年 6 月下旬 ~ 令和 10 年 3 月下旬 (予定) )

## II 業務仕様

### 1. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

##### i) 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計に関する標準業務

#### (基本設計に関する業務範囲)

業務内容項目		業務範囲の考え方
(1) 設計条件の整理	(i) 条件整理	受託者が全てを行う
	(ii) 設計条件の変更等の協議	受託者が全てを行う
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	受託者が全てを行う
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	受託者が全てを行う
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		受託者が全てを行う
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	受託者が全てを行う
	(ii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	受託者が全てを行う
(5) 基本設計図書の作成		受託者が全てを行う
(6) 概算工事費の検討		受託者が全てを行う
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		受託者が全てを行う

ii) 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ・ 電気設備実施設計に関する標準業務
- ・ 機械設備実施設計に関する標準業務

(実施設計に関する業務範囲)

業務内容項目		業務範囲の考え方
(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	監督員が調整、確認を行う業務を除く
	(ii) 設計条件の変更等の協議	監督員が調整、確認を行う業務を除く
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	監督員が調査を行う業務を除く
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督員が調整、確認を行う業務を除く</li> <li>・ 対象外（計画通知不要の場合）</li> </ul>
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	監督員が調整、検討を行う業務を除く
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	監督員が調整、検討を行う業務を除く
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	監督員が策定、説明を行う業務を除く
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象（提供できる資料等がない場合）</li> <li>・ 設計図面データ以外の提供できる資料により、低減される業務を除く</li> <li>・ 類似参考例の設計図面データ等の資料提供により、低減される業務を除く</li> <li>・ 一部を修正して作成できる、標準図・設計図面データ（CADデータ）等の資料提供により、低減される業務を除く</li> </ul>
	(ii) 建築確認申請図書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象</li> <li>・ 対象外（計画通知不要の場合）</li> </ul>
(5) 概算工事費の検討		監督員が検討を行う業務を除く
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		監督員が調整、説明を行う業務を除く

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ・ 積算業務
  - ・ 建築、電気設備、機械設備の積算  
(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴集、見積検討資料の作成)
- ・ 建築確認申請手続き業務（手数料の納付を含まない）
- ・ 関係法令等に基づく各種申請手続き業務
- ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務
- ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・ 概略工事工程表の作成

## 2. 業務の実施

### (1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

### (2) 管理技術者の資格

管理技術者は下記のいずれかの資格を有する者の中から選定しなければならない。

- 一級建築士
- ・二級建築士
- ・建築設備士

### (3) 打合せ及び記録

設計の打ち合わせ等の協議回数 6回程度

- 第1回 着手前（方針及び工程等の打ち合わせ）
- 第2回 基本計画案及びパース完成時
- 第3回 基本設計完了時
- 第4回 実施設計中（主要図面完成時）
- 第5回 実施設計中（設計状況の確認及び工事コストの調整）
- 第6回 最終提出時

### (4) その他、業務の履行に係る条件等

#### a. 竣工後の事後調査への協力

受託者は、国及び島根県が実施する事後調査（竣工後、一定期間を経過した後に実施する施設調査）の対象となった場合は、これに立会し協力しなければならない。

#### b. 本業務における参考業務人・日数

業務委託料のうち直接人件費の業務人・日数（136）人・日

※この業務人・日数は参考として示すものであり、質疑の対象としない。

## 3. 成果物、提出部数等

### 【基本設計】

#### ・設計方針策定時

計画案の図面（配置図、平面図、立面図、断面図）及びパース 3案程度（A3サイズ）

#### 注意事項

基本計画に際しては、①周辺の建築物等との調和 ②構造材及び屋根材の耐久性、工事費及び維持管理コスト ③地盤沈下に対する対策 を充分検討・比較すること。

#### ・基本設計完了時

基本計画図（配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表、設備概要表、外構計画図他 1/100 程度）  
工事費概算積算書（建築、設備毎） 各1部

【実施設計】

図面	データ	製本
<p>a. 建築（総合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築（総合）設計図               <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物概要書</li> <li>仕様書</li> <li>仕上表</li> <li>面積表及び求積図</li> <li>敷地案内図</li> <li>配置図</li> <li>平面図（各階）</li> <li>断面図</li> <li>立面図（各面）</li> <li>矩計図</li> <li>展開図</li> <li>天井伏図（各階）</li> <li>平面詳細図</li> <li>部分詳細図（断面含む）</li> <li>建具表</li> <li>外構図</li> </ul> </li> </ul>	<p>P D F C D - R 2 枚</p>	<p>A 3 縮小版白焼 各 2 部 レザック表紙 ラミネート仕上げ</p> <p>※設計図はA 2 版とする</p>
<p>b. 建築（構造）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築（構造）設計図               <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> <li>構造基準図</li> <li>伏図（各階）</li> <li>軸組図</li> <li>部材断面表</li> <li>各部断面図</li> <li>標準詳細図</li> <li>各部詳細図</li> </ul> </li> </ul>	<p>P D F C D - R 2 枚</p>	<p>A 3 縮小版白焼 各 2 部 レザック表紙 ラミネート仕上げ</p> <p>※設計図はA 2 版とする</p>

図面	データ	製本
<p>c. 電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気設備設計図</li> <li>    仕様書</li> <li>    敷地案内図</li> <li>    配置図</li> <li>    電灯設備図</li> <li>    動力設備図</li> <li>    火災報知設備図</li> <li>    構内配電線路図</li> <li>    構内通信線路図</li> </ul>	<p>PDF CD-R 2枚</p>	<p>A3 縮小版白焼 各2部 ラック表紙 ラミネート仕上げ</p> <p>※設計図はA2版とする</p>
<p>d. 機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空気調和設備設計図</li> <li>    仕様書</li> <li>    敷地案内図</li> <li>    配置図</li> <li>    機器表</li> <li>    空気調和設備図</li> <li>    換気設備図</li> <li>    排煙設備図</li> <li>    自動制御設備図</li> <li>    屋外設備図</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給排水衛生設備設計図</li> <li>    仕様書</li> <li>    敷地案内図</li> <li>    配置図</li> <li>    機器表</li> <li>    衛生器具設備図</li> <li>    給水設備図</li> <li>    排水設備図</li> <li>    給湯設備図</li> <li>    消火設備図</li> <li>    屋外設備図</li> </ul>	<p>PDF CD-R 2枚</p>	<p>A3 縮小版白焼 各2部 ラック表紙 ラミネート仕上げ</p> <p>※設計図はA2版とする</p>

成果物	データ	製本
<ul style="list-style-type: none"> <li>e. 建築積算 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積算数量算出書</li> <li>・ 見積書・比較表</li> <li>・ 採用製品カタログ (写し可)</li> </ul> </li>   <li>f. 電気設備積算 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積算数量算出書</li> <li>・ 見積書・比較表</li> <li>・ 採用製品カタログ (写し可)</li> </ul> </li>   <li>g. 機械設備積算 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積算数量算出書</li> <li>・ 見積書・比較表</li> <li>・ 採用製品カタログ (写し可)</li> </ul> </li>   <li>h. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認申請図書</li> <li>・ 建築確認済証</li> <li>・ 関係法令のチェックリスト</li> <li>・ 関係官庁との打合せ記録</li> <li>・ 防災計画書</li> <li>・ 省エネルギー関係計算書及び届出書</li> <li>・ 概略工事工程表</li> <li>・ 各種技術資料</li> <li>・ 構造計算データ</li> <li>・ 各記録書</li> </ul> </li> </ul>	PDF CD-R 1枚	A4白焼 各1部 ファイル綴じ

注1：各設計図は監督職員の指示により製本し、官公署提出書類以外の成果物はできる限り1冊にまとめる。

注2：設計図は適宜追加してもよい。

注3：CADソフトで作図する場合、CADソフトは任意とするが、DXF又はSXF形式に変換可能なソフトを使用すること。SXFデータのレベルは、「SXF Ver2.0 レベル2」とし、SXF(sfc)形式とする。

注4：積算数量算出書には、各種計算書、各種集計表、積算数量調書が含まれる。